

輪島市監査公表第 44 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 12 月 4 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年11月25日(水) 会計課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料(平成27年4月から10月まで)に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 会計課においては、「出納事務検査実施要領」を策定し、例年全課に指導を行っている。このことにより、出納簿の作成（決裁）や関係書類（納品書・領収書等）の保管などの事務が、安全確実な執行体制のもとで行われることに寄与していると思われる。今後とも引き続き適切・厳格な指導をお願いする。
- 公金の管理については、金融機関等の情報収集により安全で効果的な預金運用に努め、有価証券等についても効率的な管理に努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。